福島県高齢者居住安定確保計画

平成25年12月

※(仮称)福島県高齢者居住安定確保計画は、福島県住生活基本計画(H25~H32)及び「第6次福島県高齢者福祉計画・第5次福島県介護保険事業支援計画」(H24~H26)の 関連計画であり、説明のある用語以外の定義等は、これらの計画に定めるところによります。

福島県

目 次

| Ι | | 福島県高齢者居住安定確保計画について | • | • | • | • | • | • | P 2 |
|-----|---|-----------------------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| | 1 | 計画策定の目的 | | | | | | | |
| | 2 | 計画の位置付け | | | | | | | |
| | 3 | 計画期間 | | | | | | | |
| Π | | 高齢者の住まいの現状と課題 | | | | | | | P 4 |
| | 1 | 統計データやアンケート等から見える高齢者の住まいの現状 | | | | | | | |
| | 2 | 高齢者の住まいに関する課題 | | | | | | | |
| Ш | • | 高齢者の居住の安定確保に向けた基本方針 | | | | • | | | P 8 |
| | 1 | 目標とする将来の姿 | | | | | | | |
| | 2 | | | | | | | | |
| | 3 | 施策体系 | | | | | | | |
| IV | i | 高齢者の居住の安定確保のための施策 | | | | • | | | P11 |
| | 1 | 東日本大震災で被災した高齢者の住まいの安定確保 | | | | | | | |
| | 2 | 高齢者の豊かな住まいの実現 | | | | | | | |
| V | | 生活圏域別施策 | | • | • | | | • | P23 |
| VI | | 高齢者向け賃貸住宅及び老人ホーム等施設の供給目標 | | | | | | | P28 |
| | 1 | 高齢者向け賃貸住宅及び老人ホーム等施設の供給目標 | | | | | | | |
| | 2 | 要配慮高齢者世帯の解消 | | | | | | | |
| VII | | 施策推進のための役割・体制 | | | | | | | P31 |
| | 1 | 行政の役割 | | | | | | | |
| | 2 | 施策の推進にあたって | | | | | | | |
| VII | : | 参考資料 | | | | | | | P32 |
| | 1 | 地域住宅懇談会での高齢者の暮らしや住まいに関する意見 | | | | | | | |
| | 2 | 高齢者の住まいに関する統計データ | | | | | | | |
| | 3 | 高齢者の住まいに関するアンケート調査結果 | | | | | | | |

I 福島県高齢者居住安定確保計画について

1 計画策定の目的

本県において、平成22年の国勢調査によると高齢化率が約25%となり、全国 平均と比較して高くなっており、今後さらに高齢化が加速していくと予想されます。 こうした中で、介護等を必要とする高齢者についても増加することが見込まれてい ます。

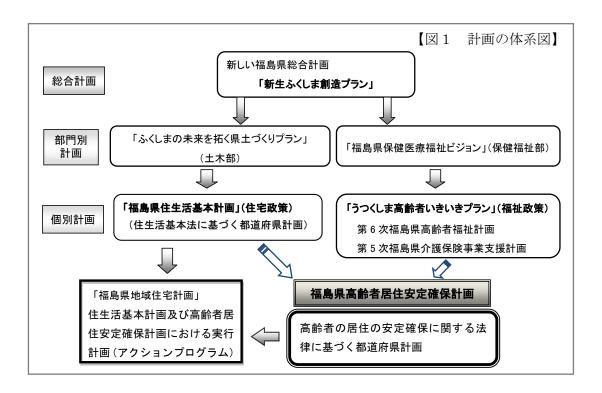
また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害(以下、「東日本大震災」という。)と東京電力福島第一原子力発電所事故による災害(以下、「原子力災害」という。)により甚大な被害を受け、多くの方が応急仮設住宅等への避難を余儀なくされており、本県の特色である多世代同居世帯が分離し、高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯が増加するなど、高齢者の生活環境や住環境を取り巻く状況が大きく変化しています。

本計画は、このような状況を踏まえ、被災または避難した高齢者の居住の安定の確保と、全ての高齢者について、自立し元気に暮らすことのできる良好な住環境の確保、適切な介護サービスなどの提供の実現を目指し策定するものです。また、暮らしの基盤である住宅や老人ホーム等施設*1の「住まい」に関して、住宅施策と福祉施策が連携または融合し、各種施策や事業を効果的、効率的かつ計画的に推進することを目的に、「目標とする将来の姿」と「施策の方向性」、さらに「実施する施策」等を示し、県民、民間団体、企業、市町村、県など様々な主体が共有し、協働できる高齢者の住まいに関する基本的な計画として策定します。

2 計画の位置付け

本計画は「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)(平成13年 法律第26号)」に基づく都道府県の「高齢者居住安定確保計画」としての位置付け を持ち、「福島県住生活基本計画」と「第6次福島県高齢者福祉計画・第5次福島 県介護保険事業支援計画」の施策別計画として策定します。

^{**1} 老人ホーム等施設とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホームをいいます。



3 計画期間

本計画の期間は、うつくしま高齢者いきいきプランと整合を図る必要があるため、 平成25年度から平成26年度までの2年間とします。なお、高齢者を取り巻く住 まいの状況等の変化や東日本大震災及び原子力災害による本県の社会情勢の変化 に応じて、次期計画の策定時に必要な見直しを行います。

H18 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 福島県高齢者居住安定確保計画 本計画 次期計画(想定) 福島県住生活基本計画 次期計画(想定) 現計画 うつくしま高齢者いきいきプラン 現計画 次期計画(想定) 福島県総合計画 現計画 福島県復興計画(第2次) 現計画

【図2 計画期間の考え方】

Ⅱ 高齢者の住まいの現状と課題

高齢者の住まいの現状と課題は、①住まいに関する全国的な統計調査である「住宅・土地統計調査」及び「住生活総合調査」の集計結果、②それらに東日本大震災や原子力災害による社会情勢の変化を加味した推計、③7つの生活圏域ごとに実施した民間の建築、福祉、まちづくりの事業者及び県と市町村の福祉・住宅分野の担当者が参加する「地域住宅懇談会」での意見、④社会福祉協議会や老人ホーム等施設の事業者などを対象としたアンケートから、以下のとおり整理しました。

1 統計データやアンケート等から見える高齢者の住まいの現状

① 高齢者人口について

- ・平成22年の高齢者の人口は約50万人で、高齢化率は約25%となっています。
- ・75歳以上の人口の割合は県人口の約13%(平成22年)となっており、 年々増加することが見込まれます。
- ・県内全59市町村中、23市町村で高齢化率30%を超えています。特に会津地方と阿武隈山系の中山間地域において高齢化率が高くなっています。

② 高齢者世帯数について

- ・全世帯数は平成22年(約71.9万世帯)にピークを迎え徐々に減少していきますが、世帯主が高齢者の世帯数(平成22年で約23.5万世帯)は年々増加し、平成42年(約28.6万世帯)には全世帯の約42.3%で世帯主が高齢者の世帯になると推測されています。
- ・平成22年の高齢者単身世帯・高齢者の夫婦のみ世帯は約12.7万世帯であり、平成42年には約17.7万世帯まで増加し、高齢者世帯の約62%、全世帯の約26%になると推測されます。

③ 要介護・要支援の認定高齢者数について

- ・平成22年の高齢者の要介護・要支援の認定者は約8.4万人で年々増加しており、平成27年には約9.1万人になると推計されます。
- ・75歳以上の高齢者は要介護・要支援の認定者である割合が高く、今後も増加が予想されるため、支援や介護の需要はますます増えると予想されます。

④ 高齢者の住まいについて

- ・高齢者のいる世帯の約9割は持家に居住しており、残りの約1割は借家となっています。全国平均(持家約8割、借家約2割)と比較して持家の比率が高くなっています。
- ・「手すりがある」、「段差のない室内」などの高齢者のための設備がある住宅は、高齢者のいる世帯の持家で65.4%、借家で26.7%(共に平成20年)となっており、借家でのバリアフリー化が持家と比べて、また、全国平均(借家41.2%)と比べても遅れています。

⑤高齢者向け住宅と老人ホーム等施設について

- ・安否確認や生活相談などの生活支援サービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅*2や高齢者向けの公的賃貸住宅であるシルバーハウジングは528戸(平成24年)で、高齢者向け賃貸住宅*3と老人ホーム等施設のストック数の僅か1.9%となっています。
- ・特別養護老人ホーム等の施設は26,138人(または戸)(平成23年) となっていますが、入所希望者は多数いる現状です。

⑥住まいに関する高齢者の実状について

- 多くの高齢者が住み慣れた地域や住宅で、できるだけ長く暮らしたいという 意向を持っています。
- ・高齢者のいる世帯のうち世帯収入が300万円未満の世帯割合は全体の45% (平成20年)と多くなっています。このような厳しい経済的理由や跡継ぎの不在などによって住宅の次世代への継承ができない状況から、修繕等が必要な住宅に不便を感じながらも工事を行わない高齢者がいます。
- ・身体機能や生活に応じた改修を行った住宅で自立した生活をすることが身体 のリハビリ訓練となり機能回復したケースがあります。
- ・会津地方の中山間地域などでは、高齢者による雪下ろしや除雪作業の危険性 が指摘され、また高齢化により作業の困難性が高まっています。

⑦ 避難している高齢者等の動向について

- ・多くの避難者は体育館や公民館などの一次避難所から、二次避難所である旅館等を経て、仮設住宅^{*4}や借上げ住宅^{*5}に居住していますが、仮設住宅等の平均世帯人数(出身地が相双地域である入居者数)は約2.23人(平成24年6月)で、平成22年の平均世帯人数(相双地域)の約2.95人から約0.72人も減っています。
- ・原子力災害による避難者のうち、災害発生前の居住地に戻りたい、または条件付きで戻りたいといった、戻る意志のある避難者は若年層に比べ高齢者で多くなっており、長年住み慣れた地域や住宅で生活したいという意向が強く表れています。

^{**2} サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者住まい法に基づく、一定のサービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅のうち、所定の手続きに従い都道府県又は中核市から登録を受けた住宅のことです。前身となる高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅は平成23年10月20日に廃止され、サービス付き高齢者向け住宅に一元化されました。

^{**3} 高齢者向け賃貸住宅とは、高齢者が住まうことができる賃貸住宅の総称で、シルバーハウジングやサービス付き高齢者向け住宅、地域優良賃貸住宅、その他民間賃貸住宅を含みます。ただし、有料老人ホーム等は本計画では老人ホーム等施設に含まれます。

^{※4} 仮設住宅とは、災害救助法に基づく被災者を収容する応急仮設住宅で、借上げ住宅と区別するために本計画では建設型のプレハブ等の仮設住宅を示します。

^{**5} 借上げ住宅とは、災害救助法に基づく応急仮設住宅の一種で、仮設住宅に代わって供給される民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅です。

- ⑧ 避難している高齢者等の住まいについて
 - ・避難している世帯のうち、居住している仮設住宅や借上げ住宅の平均延べ面積は約41.5㎡で、避難前である平成20年の平均延べ面積(相双地域)の約160㎡から4分の1程度になっています。
 - ・前出⑥で示したように経済的な理由や跡継ぎの不在などから、被災後に復旧 工事等を行わずに、建物が危険な状態のまま生活している高齢者がいます。
- ⑨ サービス付き高齢者向け住宅について
 - ・特別養護老人ホームなどが不足する中で、サービス付き高齢者向け住宅は新たな高齢者向けの賃貸住宅として整備が期待され、急速に供給が進んでいます。
 - ・サービス等は物件や事業者によって異なり、入居時に必要な情報を正確に伝えることが重要です。そのため、登録された内容等を確認する管理・監視体制の充実が求められています。

2 高齢者の住まいに関する課題

- ① 東日本大震災等による避難者の住まい
 - ・東日本大震災や原子力災害による避難者のうち、高齢者がいる多世代世帯などでは、広い一戸建ての持ち家から狭い仮設住宅や借上げ住宅へ転居しているため、世帯を分離している状況です。そのため、高齢者単身や高齢者夫婦のみ世帯が増加し、慣れない避難地で孤独化やコミュニティの希薄化が懸念されます。
 - ・住宅を失った高齢者が東日本大震災の前のコミュニティ・見守り体制の整った 安心した生活を取り戻すため、速やかな恒久住宅への移行や住宅再建を促進す ることが必要です。
 - ・被災した高齢者の住まいの復旧については、高齢者の身体能力に適合した改 修工事となるよう支援する必要があります。

② 老朽化した危険な住まい

- ・跡継ぎの不在や経済的理由等で、耐震性が不十分、浴槽が深く狭い、断熱性 が低く寒暖差が激しいといった高齢者の生活に必要な設備が不十分である住 宅があり改善が必要です。
- ・賃貸住宅のバリアフリー化は持家に比べ遅れており、賃貸住宅のバリアフリー対策や優良な賃貸住宅の供給が必要です。

③ 高齢者にとって生活に不便な住環境

- ・中山間地域等で人口減少が著しい地域では、話し相手が少なく、寂しいと感じている高齢者がいます。また、コミュニティの希薄化で孤独死する高齢者が増える懸念があり、見守り体制の構築などが必要です。
- ・身体状況や積雪、交通の便などから食事、買い物、入浴、通院など、自立した日常生活を営むことが困難な地域があり対策が求められています。
- ・収入の少ない高齢者は、経済的理由から必要な生活支援サービスを受けることが出来ない場合があり支援が必要です。
- ・介護施設や病院等の民間施設や道路をはじめとする公共施設のバリアフリー 化など、ユニバーサルデザインによるまちづくりは、特に市街地から離れた 地域での対策が遅れており対策が必要です。

④ 多様なニーズへの対応が求められている住宅事情

- ・サービス付き高齢者向け住宅は、平成23年から登録制度が開始され、着実に増えているものの絶対的な量は不足しており、供給を促進する必要があります。
- ・経済的な理由で高齢者向け賃貸住宅等に入居できない方がいます。
- ・家賃の安い老朽化した公営住宅における、高齢者単身又は高齢者夫婦のみの 世帯が増加しており、見守り等の対策が必要です。
- ・特別養護老人ホームに空きがないため、入所希望の高齢者が多数いる一方で、 数多くの老人ホーム等施設を整備することが自治体の財政を圧迫することが 懸念されています。

Ⅲ 高齢者の居住の安定確保に向けた基本方針

1 目標とする将来の姿

30年後の将来(平成52年)の福島県は、人口が約139万人となり、平成23年より約60万人減少すると予測されます。併せて高齢者人口も減少する見込みですが、年少人口や生産年齢人口の減少幅の方が顕著であり、高齢化率は現在の約25%から約36.9%に上昇し、3人に1人は高齢者となる見込みです。

(※ 福島県総合計画将来の人口推計シナリオA及びシナリオBの中間値による推計)

こうした状況において、本県の特色である温かい県民性と互いを支え合う共助の精神や地域社会のコミュニティによる人々のつながりを継承し、愛着のある住み慣れた地域に出来るだけ長く住み続けたいという想いを実現するため、高齢者の住まいの目標とする将来の姿を、次のように設定します。

温かく支えあう地域で暮らす、高齢者の豊かな住まい

2 施策の基本的な方向性

目標とする将来の姿「温かく支えあう地域で暮らす、高齢者の豊かな住まい」の 創出に向け、東日本大震災等で被災した高齢者の住まいの安定確保を「重点的に取 り組む方針」と位置づけるとともに、高齢者の豊かな住まいの実現の「3つの主要 な方針」を定め、その実現を図ります。

(1) 東日本大震災等で被災した高齢者の住まいの安定確保(重点的に取り組む方針)

東日本大震災等により避難している高齢者は、仮設住宅等での暮らしを余儀なくされており、放射性物質の影響などで避難の長期化が予想されます。また、慣れない避難地での暮らしにより、心身の衰弱や孤立化が進むことが懸念されます。

こうしたことからも、以下の3つの主要な方針を基本としながら、避難している高齢者の速やかな居住の安定確保とコミュニティ形成の実現のため、被災住宅の再建・改修支援や被災高齢者等に配慮した復興公営住宅の整備等を図ります。

(2) 高齢者の豊かな住まいの実現(3つの主要な方針)

住み慣れた地域で暮らす快適な住まい。

現在住んでいる住宅や地域で暮らしたいと考えている高齢者が多く、その意向を尊重し、既存コミュニティを維持しながら、自宅で安心して生活できる住宅や住環境を整備することが重要です。しかし、本県では、持家、借家とも住宅の面積が比較的大きい傾向にあるものの、持家の多くで住宅が老朽化しており、高齢者のための設備がないなど、高齢者が在宅での介護や生活支援を受け

にくい住まいとなっています。

こうしたことから、快適に暮らせる住宅性能と住環境が確保できるよう高齢 者住宅の改修と在宅支援の充実を施策の第1の主要な方針とします。

② 集まって住む活気ある暮らし

中山間地域では過疎化に伴い、また、市街地や郊外の住宅団地でも、核家族 化や地域コミュニティの希薄化などにより孤立・孤独化が進むことが懸念され ます。

こうした状況を克服するため、高齢者が利便性の良い街なかに集まって住む ことで、コミュニティを新たに形成、または持続することができ、生活支援等 が容易に受けられる高齢者向け賃貸住宅の供給と適正管理を施策の第2の主要 な方針とします。

③ 介護や医療が付加された安心な暮らし

住み慣れた地域でできるだけ長く住み続けることを前提に、身体機能の低下などにより在宅での介護等が困難となった方が、安心して生活できる場として老人ホームやグループホームなど介護や生活支援サービスが付加された住まいの供給を施策の第3の主要な方針とします。

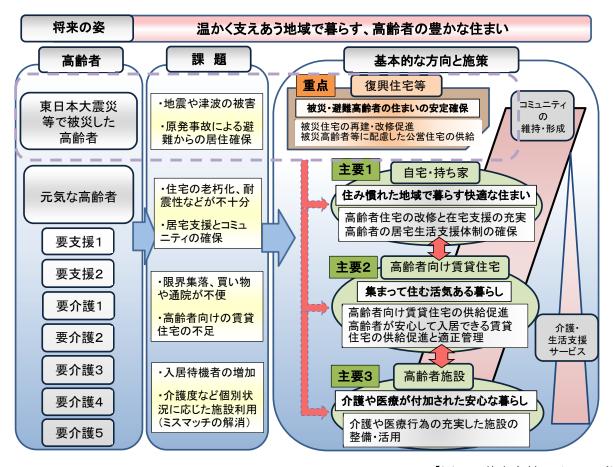
3 施策体系

施策体系は、基本的な方向性により大きく3つの主要な方針に区分するほか、 東日本大震災等で被災しまたは避難している高齢者の居住の安定確保を重点施策 として位置づけ、次のとおり4つの基本的な方針からそれぞれの施策の方向性を 示します。

なお、それぞれの施策は、図3のイメージ図で示すとおり、高齢者の身体の状態や家族構成、個々の抱える課題や時間の経過(5年後、10年後など)によって変化するニーズ等によって対象が異なり、流動的に選択できる方策として定めています。

○重点 被災・避難高齢者の住まいの安定確保 具体的施策の方向性 高齢者の復興に向けた住宅の供給と居住環境の再建

- 〇主要 1 住み慣れた地域で暮らす快適な住まい 具体的施策の方向性 高齢者の住宅の改修と在宅支援の充実
- 〇主要2 集まって住む活気ある暮らし 具体的施策の方向性 高齢者向け賃貸住宅の供給と適正管理の促進
- 〇主要3 介護や医療が付加された安心な暮らし 具体的施策の方向性 老人ホーム等施設の整備促進



【図3 基本方針のイメージ図】

なお、施策構成は、本県が歴史文化、気候風土の異なる県北、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの7つの生活圏で、それぞれ個性ある地域社会を形成し、抱える現状や課題等も異なる状況から、生活圏域ごとの地域特性を踏まえた施策を付記します。

IV 高齢者の居住の安定確保のための施策

- 1 東日本大震災で被災した高齢者の住まいの安定確保
 - (1) 高齢者の生活再建に向けた住宅の供給と居住環境の再建
 - ① コミュニティに配慮した仮設住宅等

東日本大震災等により分断されたコミュニティを再生するため、高齢者の地域社会での孤立化を防ぎ、互いに見守り合う自立した社会構成を実現することが重要となっています。

そのため、応急仮設住宅等において、コミュニティ施設やグループホームなどの交流施設の整備・運営を推進し孤立を防止するとともに、見守り活動や介護など必要なサービスの提供を促進します。

〇主な施策や事業等

- □ 応急仮設住宅、借上げ住宅の適正な維持管理
- □ 仮設住宅団地におけるコミュニティ施設の整備・維持管理
- □ 仮設住宅団地における福祉拠点施設の充実
- □ 被災高齢者等のサポート拠点による介護サービス等の提供
- □ 応急仮設住宅等における見守り活動、専門的ケアの提供
- □ グループホーム型仮設住宅の運営

仮設住宅のコミュニティ対策、介護等サービス



仮設住宅団地の集会所



仮設住宅団地に併設されたグループホーム

② 高齢者に配慮した復興公営住宅*6の整備

被災者・避難者の生活再建のため、復興公営住宅の早急な整備が求められて おり、高齢者に配慮した施設や医療・福祉との連携、地域社会との調和等が重 要となっています。

このことから、避難元自治体や避難先自治体と連携を図りながら早期整備を 図るとともに、高齢者の生活習慣に合った復興公営住宅として、ユニバーサル デザインやコミュニティに配慮した整備に努めます。

〇主な施策や事業等

- □ 既存コミュニティの維持・修復や新たなコミュニティの醸成に配慮した復 興公営住宅の整備・グループ入居
- □ バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した県営の復興公営住宅の整備
- □ 復興公営住宅の整備とあわせた団地内集会所、コミュニティ施設、広場等 の整備
- □ 介護サービスを受けやすい設備を備えた復興公営住宅の供給支援



^{**6} 復興公営住宅とは、災害で住宅を失い、自力での再建が困難な被災者などのために、地方自治体整備・管理する公的賃貸住宅のことをいいます。原子力災害により長期間帰還することができない避難者等の生活拠点などのために整備が進められています。

③ 被災した住宅の再建・改修促進

被災者・避難者の生活再建の第一歩として、生活の基盤となる住まいの再建 を実現することが重要です。

このことから、地震等で損壊した高齢者の住宅を適切な手法により復旧・改修工事を行うことができるよう、バリアフリー改修及び耐震改修などとの一体的な改修の促進やリフォームの注意点及び支援制度などの情報発信、相談体制の構築を図ります。

また、住宅の二重ローン対策など、金融機関と連携して、被災した住宅の改修にかかる費用の負担軽減を推進します。

| 〇主な施策や事業等 |
|---|
| □ 住宅の二重ローン対策 |
| □ 被災者住宅相談窓口による住宅相談や住宅フェアの開催 |
| □ 仮設住宅等で生活している被災者への住宅の改修や再建に関する出前相談 |
| の実施 |
| □ 木造仮設住宅を活用した恒久的住宅等の供給 |
| □ 被災した高齢者の住宅改修工事の支援 |
| □ 福島県居住支援協議会による多様な主体と連携した高齢者の住まい向けの リフォームなどに関する情報発信・相談 |
| |

2 高齢者の豊かな住まいの実現

(1) 高齢者の住宅の改修と在宅支援の充実

① 高齢者に適した良好な住まいの確保

高齢者の住まいには、身体機能が低下しても暮らしやすく介護サービスが受けやすいよう、手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化、また寒冷地にあっては温度差の少ない室内、また、使いやすく、快適な浴室やトイレなどの整備が求められます。

これらのことから、介護保険制度による住宅改修を促進するとともに、この制度の対象とならない高齢者世帯に対する改修支援施策を「地域住宅計画」へ位置づけ、国の交付金等を活用して改修費用の助成を行うなど、市町村と連携をしながら高齢者の住宅の改修を促進します。

〇主な施策や事業等

- □ 高齢者住宅のバリアフリー改修工事の支援
- □ 社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携した高齢者の相談対応
- □ 高齢者向け返済特例制度(リフォーム融資)の活用支援
- □ 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の普及促進

高齢者の住宅の改修支援

○介護保険による高齢者の住宅の改修支援

要支援・要介護認定を受けた高齢者が在宅で介護等を受ける際に必要となる、手すりの設置や段差解消などの住宅改修工事に係る費用の一部を補助する制度です。

○地域住宅計画による高齢者の住宅の改修支援

要支援・要介護認定を受けていない高齢者でも、一部の市町村では、高齢者の住宅でバリアフリー改修工事を行う場合に係る費用の一部を補助する制度を行っています。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



② 高齢者が快適に暮らせる住環境の形成

介護医療等の民間施設や道路をはじめとする公共施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインによるまちづくりをより一層推進することが必要です。

また、中山間地域や郊外の住宅団地のうち高齢化率が特に高い地域にあっては、介護や生活支援を円滑に受けることができる環境が求められています。 こうしたことから、公共・民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの浸透を図り、さらに介護や生活支援のための施設等の整備を誘導します。

| 〇主な施策や事業等 |
|-------------------------------------|
| □ 民間施設、公共施設のバリアフリー化の推進 |
| □ 「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」による居住環境づくり |
| の推進 |
| □ 「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」による住まいづくりの推進 |
| □ 空き家や使われない公共施設の活用によるコミュニティ施設への改修誘 |
| 導 |

③ 高齢者居宅生活支援体制の確保

高齢者が住み慣れた地域でより長く暮らすことができるよう、個々の高齢者の状態に適応できる介護サービス、見守り、住まい、在宅医療、介護予防などの各種サービスの提供体制として「地域包括ケアシステム」の確立を図るために、県民や関係機関、団体等の連携強化を促進します。

| 〇主な施策や事業等 |
|-------------------------------------|
| □ 居宅サービスを提供する事業者の参入の促進及びサービスの質の向上 |
| □ 生活機能の改善や悪化の防止を図るための介護予防事業の取り組みの推進 |
| □ 公的賃貸住宅の活用による居宅サービス事業者の拠点整備の促進 |
| □ 高齢者居宅生活支援施設等の整備促進 |
| |

(2) 高齢者向け賃貸住宅の供給と適正管理の促進

① 生活支援、介護支援等が付いた高齢者向け賃貸住宅の供給促進

介護や支援を必要とする高齢者の増加、また高齢者単独世帯や高齢者夫婦 のみの世帯の増加及び高齢者の多様なニーズや事情により、生活支援等サービ スが容易に受けられる高齢者向け賃貸住宅の供給が求められています。

また、中山間地域・渦疎地域において、冬期間限定など一時的に集まって 住むための高齢者向けの賃貸住宅の供給が求められています。

このことから、県、市町村が連携し、関係団体、医療、社会福祉事業者等へ 各種支援事業に関する情報提供や活用支援を行うことにより、高齢者向け賃貸 住宅等の供給を促進します。

〇主な施策や事業等

- □ サービス付き高齢者向け住宅整備事業を活用した供給促進
- □ 住宅団地の空き地等を活用したサービス付き高齢者向け住宅や生活支援 施設の誘導
- □ 地域優良賃貸住宅※7やシルバーハウジングの適正な管理
- □ 期間を限定した公的賃貸住宅などの供給支援

サービス付き高齢者向け住宅

○サービス付き高齢者向け住宅とは

サービス付き高齢者向け住宅とは、様々なサービス(状況把握サー ビス、生活相談サービス、その他施設によって異なるサービス(食事の 提供など))が付加された高齢者専用の賃貸住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅の登録(以下を参照。)を受けた建物 について、建物や設備の状況、受けられるサービスの内容、費用、運 営企業などの情報は、専用のホームページで閲覧ができ、情報をもと に入居を希望する方が住まいを選択できるようになっています。



サービス付き高齢者向け住宅パンフレット

○サービス付き高齢者向け住宅の登録制度

高齢者用の賃貸住宅がサービス付き高齢者向け住宅として、入居者を募集するためには、福 島県(各建設事務所と保健福祉事務所)又は郡山市・いわき市の登録を受ける必要があります。

《登録のメリット》 ※ 各メリットには要件があります。

1 建設費(改修費)の補助が受けられます。

【サービス付き高齢者向け住宅整備事業】

・建設費の1/10 改修費の1/3(国費上限100万円/戸)

2 税制優遇があります。

所得税、法人税:5年間割増償却40% •固定資産税 : 5年間税額を2/3軽減

・不動産取得税 : (家屋)課税標準から1,200万円控除/戸

(土地)家屋の床面積の2倍にあたる土地

面積相当分の価格等を減額

3 融資が受けられます。 ・住宅金融支援機構から、建設や改良に必要な資金の融資 が受けられます。

≪登録事業者の義務≫

- •契約締結前に、サービス内容や費用 について書面を交付して説明する
- 登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- 契約に従ってサービスを提供する

《行政による指導監督》

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立 入检查
- ・業務に関する是正指示
- 指示違反、登録基準不適合の場合の 登録取消し

参考HP サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム http://www.satsuki-jutaku.jp/

16

^{**7} 地域優良賃貸住宅とは、一定の要件を満たす住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅を整備した場合に、建 設費などの補助が行われる住宅のことです。前身である特定優良賃貸住宅(一般型)や高齢者向け優良賃 貸住宅は平成23年の高齢者住まい法改正と併せて地域優良賃貸住宅に統一されました。

② 高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進

高齢者という理由のみで入居を制限されるなど、高齢者が賃貸住宅に入居す る時には、様々な制限を受ける場合があります。

こうした制限を取り除き、高齢者が安心して賃貸住宅に入居することができ るよう、関係団体、市町村、県等が連携し、賃貸住宅を管理する民間事業者等 への情報提供や働きかけを行います。

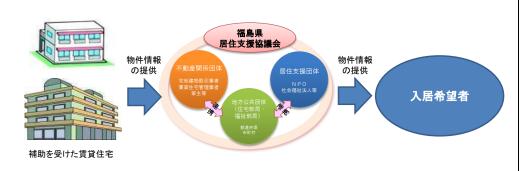
〇主な施策や事業等

- □ 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業を活用した民間賃貸 住宅の改修に対する支援
- □ 居住支援協議会※8による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入 居促進
- □ 居住支援協議会による相談体制・情報発信体制の構築
- □ 不動産事業者を対象とした説明会の開催

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業

一定の条件を満たすアパートなどの空き家でリフォーム後、初めての入居者を被 災者や高齢者などの世帯とすることなどを前提に、耐震改修又はバリアフリー改 修、省エネ改修工事を行う場合にかかった費用の一部を国が直接補助する事業で す。

補助を受けた賃貸住宅は、工事が完了した順に、福島県居住支援協議会を通じて 情報提供することとなっています。 ※ 空き家の条件や入居対象となる世帯など詳しくは、下のホームページ又は福島県までお問い合わせください。



参考HP 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業専用ホームページ http://www.minkan-safety-net.jp/outline.html

17

^{※8} 居住支援協議会とは、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑 な入居の促進に関し必要な措置等について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を 管理する事業者等で組織された協議会のことです。

③ 公営住宅等による居住の安定確保

住まいに困窮する高齢者に対して、公営住宅等の公的賃貸住宅の供給が求められています。

県や市町村では、公営住宅の適正な管理運営や適切な改善工事等を実施する ことにより、高齢者の居住の安定の確保を図ります。

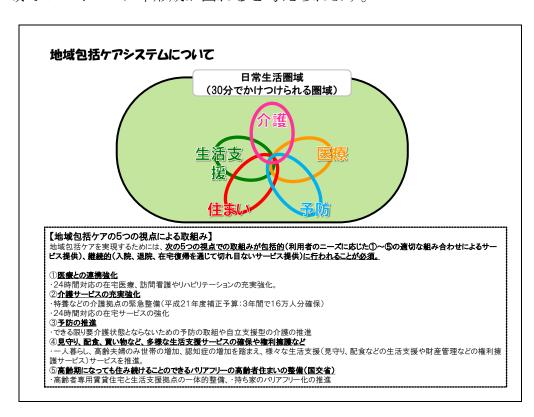
〇主な施策や事業等

- □ 高齢者や子育て世帯などの優先入居の実施
- □ 高齢者世帯に配慮した住戸への改善
- □ 一人暮らしの高齢者の見守り体制の構築

④ 高齢者が入居する賃貸住宅のサービスの供給

高齢者が集まって住むことで、自身の有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、 生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を活用する ことは重要です。

中山間地域などに単身で生活をしている高齢者が、冬期間など一時的にでも 集まって住むことで、地域包括ケアシステムによる様々なサービスを受けやす くなるとともに、集落で移転することで既存のきずなを維持しつつ、新たな地 域でのコミュニティ形成が図れると考えられます。



⑤ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

サービス付き高齢者向け住宅は、入居を希望する高齢者が容易に情報を得ることができるように登録制となっており、登録に当たっては面積や設備等の一定の基準を満たす必要があります。また、登録基準には、生活支援等サービスの内容が含まれており、高齢者の心身状況に応じて適切なサービスが供給されることを目的に、必要な基準を定めています。

県と市町村は、サービス付き高齢者向け住宅に入居する高齢者が安心して生活できるように、登録内容に従い適正に運営・管理されていることを福祉部局、住宅部局が連携し、法律に則り、適切に監視・指導を行います。

また、近年、有料老人ホーム等の施設で火災による人的被害が発生していることから、サービス付き高齢者向け住宅等の供給者は、高齢者が入居する住宅であることを考慮し、避難設備、防火設備を必要十分に備えることとし、避難計画の作成や避難経路の確保・入居者への周知、避難訓練の適正実施などに努めることが重要です。

| 主 | <i>t</i> : | 忲 | 垒 | ょ | 車 | 뿊 | 笁 |
|----|------------|---|---|----|---|---|---|
|)土 | 4 | 깨 | 朿 | マン | # | 耒 | 寺 |

- □ サービス付き高齢者向け住宅の監視・指導
- □ 関係機関と連携した検査・指示体制の構築
- □ 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の登録物件の監視・ 指導

⑥ サービス付き高齢者向け住宅に関する登録基準

本県におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録基準は、高齢者が安心して 住まいを選択することができることを目的に、サービス付き高齢者向け住宅が 将来にわたって「住宅」としての機能や品質を保持できるための最低限の基準 として以下のとおり定めます。

| 項目 | 内 容 |
|--------------|---|
| | ・60歳以上の者又は要介護もしくは要支援認定を受けている者。 |
| 入居者 | ・60歳以上の者又は要介護もしくは要支援認定を受けている者と同居者(配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている親族)で構成される世帯。 |
| | ・上記の他、福島県知事又は中核市の長が入居することがやむを得ないと認める世帯。 |
| | ・各居住部分の床面積が、原則25平方メートル以上であること。 |
| | (ただし、居間、食堂、台所、その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合 ^{※1} は、18平方メートル以上) |
| | ※1「十分な面積を有する場合」とは、居住部分の床面積の25平方メートルからの差の合計が、共同の居間、食堂、 台所、収納設備、浴室等の面積の合計以下であることをいう。 |
| | ・各居住部分に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること。 |
| A-0 | (ただし、共有部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合※2は、居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しない) |
| 住宅 (規模・設備) | ※2 「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、それぞれ共同とした設備が以下の基準に合致する場合とする。 ・台所 台所が設置されていない住戸がある階当たり、かつ台所が設置されていない住戸10戸当たり1箇所以上の台所を設けること。 ・収納設備 収納は住戸毎に区分されていること。 ・浴室 浴室が設けられていない住戸10戸当たり浴室の数が1以上設けられていること。複数の人が入浴できる浴槽を備えた共同浴場の場合は同時に利用できる人数に10を乗じた数が、浴室を設けていない戸数以上であること。また、特殊浴槽(機械浴又は個人浴)についてはそれぞれ浴室が1設けられているものとみな |
| | す。 ・施設等が併設されている住宅で施設部分に上記の設備が備えられている場合は、入居者が利用したい時に利用できる場合に限り、各設備が設置個数だけ設けられているものとみなす。 |
| | ・バリアフリー構造(加齢対応構造等)であること。(段差解消、廊下幅の確保、手すりの設置など) |
| サービス | ・高齢者生活支援サービスを提供すること。(安否確認・生活相談サービスは必須) ・常駐しない時間帯は緊急通報システムにより対応すること。 |
| | ・状況把握サービスは1日1回以上行うこと。 |
| | ・書面による契約であること。 ・高齢者の居住の安定が図られた契約内容であること。 |
| 契約 | ・前払家賃等を受領する場合、返還ルール及び保全措置が講じられていること。 |
| | ・家賃等前払金に関する債務保証があること。 |
| | ・その他、関係法令に照らして適切であること。 |
| | ・住戸の界壁は遮音性能を有すること。 |
| 工 办 糾 | ・事業者は状況把握・生活相談サービスに関する記録を付け、建物内に備えること。なお、帳簿は5年間保存すること。 |
| その他 | ・本計画が施行された日に既に登録となったサービス付き高齢者向け住宅又は登録の申請が受理された住宅は本基準に適合しているものとみなす。また、登録更新時も同様とする。 |
| | |

【表1 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準】

(3) 老人ホーム等施設の整備促進

① 生活支援、介護支援等が付いた老人ホームの整備促進

○養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上・経済上の理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所し、自立した日常生活や社会的活動に参加するための訓練等を行う施設です。

養護老人ホームについては、老朽化が進んでいる施設の改築や小規模施設の整備、個室化等のニーズに応じて推進することで、居住環境の改善を支援します。

○軽費老人ホーム

軽費老人ホームは身体機能の低下等により自立した日常生活に不安がある方で、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対して、低額な料金で日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

軽費老人ホームについては、見込まれる特定施設入居者、生活介護の利用者数を踏まえて、計画的な整備を促進します。

○特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは施設整備費を補助することにより、計画的な施設整備を促進してきました。

特別養護老人ホームについては、今後とも、各高齢者福祉圏域内における整備状況、地域間のバランスを考慮しながら、要介護認定者数に対する入所施設利用者割合の程度や利用者のうち重度者への重点化に配慮しつつ、より緊急度の高い地域から重点的に整備を促進します。

○介護老人保健施設

介護老人保健施設は、理学療法士や作業療法士が配置され、必要なリハビリテーションを実施できる体制が整っており、より利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供するとともに、地域リハビリテーションを推進するための中核的な施設としての役割を担う必要があります。

介護老人保健施設については、今後とも、要介護高齢者の自立を支援する ための短期入所療養介護及び通所リハビリテーションの機能を備えた施設 の計画的な整備を促進すると共に、地域リハビリテーションの中核的施設と しての役割を担えるよう、市町村、医療機関及び住民団体等との連携を推進 します。

○介護療養型医療施設

介護療養病床は、利用者の状況に即したサービスの提供、貴重な医療資源の効果的な活用、医療介護の総費用の抑制を図るため見直しが行われ、平成29年度末に廃止されることとなりました。

介護療養型医療施設(介護療養病床)については、現在入院している方や その家族が安心して生活できるよう十分配慮しながら介護療養病床から介 護老人保健施設等への円滑な転換を促進します。

○認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

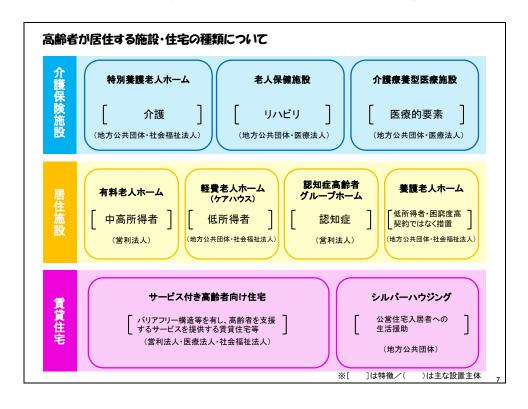
認知症高齢者グループホームについては、認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中で共同生活を営むことにより、認知症の進行が防止できることから、 市町村での適切な整備について助言を行います。

② 老人ホーム等の適正な管理に関すること

○有料老人ホーム

有料老人ホームは、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、その他日常 生活上必要な便宜を供与する施設です。

有料老人ホームについては、入居に際し高額な一時金を支払う場合があること、介護を始めとするサービスへの入居者の期待が大きい施設であることから、入居者保護の観点からサービス水準の維持・向上や経営の安定性確保のために、施設の設置及び運営について助言、指導、検査等を行います。

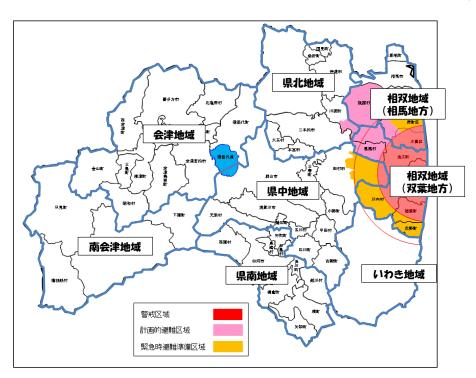


V 生活圏域別施策

本県は、南北方向3本の縦軸と東西方向3本の横軸の合計6本の連携軸の結節上に特色ある七つの生活圏(県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの各地域)が形成され、それぞれの軸に都市が分散した、多極分散型の県土構造となっています。

また、原子力災害による放射能汚染等が原因で、相双地域及び県北地域の一部で避難区域等が設定され、区域内での居住等が制限されています。こうした地域では抱える問題や課題が異なることから、相双地域を相馬地方(相馬市・南相馬市・相馬郡)と双葉地方(双葉郡)に分けて、地域の高齢者の住まいに関する政策を検証することとします。

また、それぞれの異なる地域特性に応じて、高齢者の住まいに関する現状と 課題とともに、各地域で重点的に取り組むべき施策を以下に示します。



①県北地域

○現状・課題

- ・7つの生活圏の中で要介護・要支援の認定を受けている高齢者が最も多い地域です。
- ・在宅支援を強化するために、現在の持家を改修し介護の受けやすい体制を整 えることが重要です。
- ・中山間地域においては、高齢者が古い住宅に分散して居住している状況であ り、介護等が必要となった高齢者が安心して生活できる賃貸住宅等の供給が 求められています。
- ・開発から40年近くが経過した郊外型住宅団地や公営住宅団地等では、建物の老朽化や高齢化が進行し、空き家や高齢者の一人暮らしが増加しています。
- ・一方で、団地住民、NPO等による地域再生の取り組みも行われており、地域コミュニティの活性化を継続して推進することが求められています。

〇重点的に取り組むべき施策

- ・中心市街地へのサービス付き高齢者向け住宅等の誘導促進
- ・狭い賃貸住宅で暮らす子育て世帯と広い持ち家で暮らす高齢者単独世帯の 住み替え誘導の検討
- ・老朽化した高齢者の住宅の改修支援
- ・郊外型住宅団地におけるコミュニティ活性化を促進するための公営住宅の 集会所や空き地等の活用推進

②県中地域

〇現状 : 課題

- ・高齢化率及び高齢者のいる世帯の割合が最も低い地域です。
- ・一方で要介護・要支援の認定を受けている高齢者が比較的多い地域でもあり、 賃貸住宅に住む割合も高いことから、生涯にわたって安心して居住できる賃 貸住宅等の確保が必要です。
- ・中山間地域では、高齢化率も高く、在宅での介護サービスに制限がある状況 です。
- ・被災者や避難者の中には高齢者の単身世帯が多いため、見守り等の支援が必要です。
- ・都市部においては、民間賃貸住宅の空き家が多い状況であり、有効活用が求められています。中山間地域においては、入居できる賃貸住宅自体が不足しています。

○重点的に取り組むべき施策

- ・既存ストックを活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- ・郡部や中山間地域における賃貸住宅供給の促進
- ・老朽化した高齢者の住宅の改修支援

③県南地域

〇現状・課題

- ・人口減少、世帯減少の速度は最も緩やかな地域です。
- ・阿武隈山系の地域では、高齢化率も高く、古い住宅に高齢者が広範囲に分散 して居住している状況であり、在宅介護のしやすい持家の改修や集まって暮 らす賃貸住宅等の供給が必要です。

〇重点的に取り組むべき施策

- ・老朽化した高齢者の住宅の改修支援
- ・中心市街地へのサービス付き高齢者向け住宅の供給促進

4会津地域

〇現状・課題

- 高齢化率が高く、持家率も高い地域です。
- ・冬期間の寒さが厳しい地域ですが、古い住宅に居住している高齢者が多く、 持家の断熱改修、バリアフリー改修、耐震改修等を促進する必要があります。
- ・中山間地域では積雪量が多く、古い住宅に高齢者が居住しており、冬期の安全な生活を確保できる賃貸住宅の供給や公的賃貸住宅を活用した集住などが求められています。

○重点的に取り組むべき施策

- ・老朽化した高齢者の住宅の改修支援
- ・公的賃貸住宅を利活用した冬期間の一時的な集住の促進

⑤南会津地域

〇現状・課題

- ・高齢化率が特に高く、持ち家率も非常に高い地域です。他の地域と比較して 地域コミュニティが確立されていることから、現在住んでいる持家での生活 を確保しつつ、住宅の断熱改修、バリアフリー改修、耐震改修等を促進する 必要があります。
- ・積雪量が多く、冬期に外出が少なく孤立状態となる懸念があることから、安全な生活を確保するための公的賃貸住宅やグループホームなどの環境整備が必要です。

〇重点的に取り組むべき施策

- ・老朽化した高齢者の住宅の改修支援
- ・公的賃貸住宅を利活用した冬期間の一時的な集住の促進

⑥相双地域(相馬地方)

〇現状・課題

- ・東日本大震災で津波被害を大きく受けた地域であり、高齢者の安定的な居住 の確保のため、生活再建が急務となっています。
- ・原子力災害により南相馬市や飯舘村の一部または全部で居住等が制限されて おり、避難している高齢者の安定的な居住の確保のため、早期の復興公営住 宅の整備等が求められています。
- ・今後も余震等の被害が懸念されることから、耐震改修等を促進する必要があります。
- ・賃貸住宅に住む高齢者のうち、公営住宅に住んでいる割合が高い地域です。 しかし、公営住宅の老朽化が進んでおり、計画的な修繕や建て替えを行う必要があります。

○重点的に取り組むべき施策

- ・復興公営住宅の整備促進
- ・2重ローン対策による被災者の多重債務解消に向けた支援
- ・高齢者の住宅の耐震改修、バリアフリー改修の促進
- ・公的賃貸住宅のストックの有効な利活用
- ・避難解除等区域における劣化、損傷住宅の再建支援

⑦相双地域(双葉地方)

〇現状・課題

- ・原子力災害によりすべての町村で役場機能が一時移転し、現在も広い範囲で 立ち入り等が制限されています。
- ・持家の平均延べ面積が大きい地域ですが、現在は県内外各所の仮設住宅等に 避難を余儀なくされ、コミュニティが分散し希薄化するなど生活環境の悪化 が懸念されます。
- ・現在の居住環境を改善するために仮設住宅の改修等を推進するとともに、円 滑な恒久的な住宅への住み替えを図ることができるよう、復興公営住宅の整 備等を推進することが求められています。
- ・高齢者世帯はそれ以外の世代の世帯より、元の住宅や地域へ帰還したいという意向が多くなっています。しかし、地震による損傷を修繕できないまま避難が長期化していることで、劣化や損傷が進んでいる住宅が多数あることから、持家の改修等を支援する必要があります。

○重点的に取り組むべき施策

- ・復興公営住宅の整備促進
- ・2重ローン対策による被災者の多重債務解消に向けた支援
- ・避難解除等区域における家屋の損傷の実態調査
- ・高齢者等サポート拠点による介護サービス等の提供

⑧いわき地域

〇現状 : 課題

- ・東日本大震災やその後の余震などで住宅被害が県内で最も多く発生し、また 多くの避難者を受け入れていることで、住宅不足や公共・医療サービスの負 担等の諸問題があり、本格的な復旧・復興に影響を及ぼしている状況です。
- ・こうしたことから、慢性的に住宅が不足しており、高齢者などは被災した住宅での生活を余儀なくされていることから、民間賃貸住宅の活用を図りながら、復興公営住宅等で補間を行い、住宅及び居住環境の改善を図る必要があります。
- ・他の地域に比して、高齢者単身及び夫婦世帯が賃貸住宅に住む割合の高い地域です。今後はさらに増加が想定されるため、高齢者向け賃貸住宅の供給を促進する必要があります。

○重点的に取り組むべき施策

- ・復興公営住宅の整備促進
- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- ・高齢者住宅の耐震改修、バリアフリー改修の促進

VI 高齢者向け賃貸住宅及び老人ホーム等施設の供給目標

1 高齢者向け賃貸住宅及び老人ホーム等施設の供給目標

高齢者が安心して自立した生活を営むことができる賃貸住宅の供給を促進するため、本県の高齢者の住まいの実態や過去の高齢者向け賃貸住宅等の供給の推移等を勘案し、以下のとおり供給目標量を設定します。

また、介護を必要とする高齢者が安心して生活できるよう、福島県高齢者福祉計画に基づき、老人ホーム等施設の供給目標量を設定します。

(1) 高齢者の現状及び将来見込み

① 高齢者の現状及び推計

| | | | H22(実績値) | H24(推計値) | H26(推計値) |
|---|----|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| Ī | 高歯 | P者数 (※1) | 504,451 人 | 507,662 人 | 533,216 人 |
| | | うち要支援(※2) | 20,779 人 | 22,669 人 | 24,236 人 |
| | | うち要介護(※2) | 66,315 人 | 71,994 人 | 76,347 人 |
| | | うち二次予防事業対象者(※3) | 30,317 人 | 30,510 人 | 32,046 人 |

※1 H22の出典: 平成22年国勢調査

H24, 26の出典:福島県総合計画 (シナリオAとBの中間値)

※2 出典:うつくしま高齢者いきいきプラン

※3 H22:福島県介護予防市町村支援委員会「平成22年度介護予防関連事業評価」

H24 及び H26: 各年次の高齢者数に H22 の対象者率を乗じた数値

② 高齢者の世帯の現状及び推計

| | | H22(実績値) | H24(推計値) | H26(推計値) |
|----|--------------|------------|------------|------------|
| 高幽 | P者のいる世帯 (※1) | 327,803 世帯 | 339,882 世帯 | 351,961 世帯 |
| | うち単身世帯 (※1) | 59,534 世帯 | 63,320 世帯 | 67,107 世帯 |
| | うち夫婦世帯 (※1) | 67,375 世帯 | 67,107 世帯 | 75,075 世帯 |

※ 1 H22: 平成 22 年国勢調査

H24, 26:H22 からH27の直線補完

人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計) - 平成 21 年 12 月推計」より

③ 高齢者の住まいの現状及び推計

| | H22(実績値) | H24(推計値) | H26(推計値) |
|--------------|------------|------------|------------|
| 高齢者世帯 (※1) | 194,284 人 | 197,534 人 | 217,257 人 |
| (単身又は夫婦のみ世帯) | 126,909 世帯 | 130,427 世帯 | 142,182 世帯 |
| うち持家 (※1) | 105,040 世帯 | 107,952 世帯 | 117,681 世帯 |
| うち借家 (※1) | 21,520 世帯 | 22,475 世帯 | 24,501 世帯 |

※ 1 H22: 平成 22 年国勢調査

H24, 26:H22の割合に応じて推計

④ 要支援・要介護認定者数の現状及び推計

| | | 要支援·要介護認定者数(人) ^{※1} | | | | | | | | |
|----------|-----------|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------|
| 年 | 区分 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 | 高齢者数 ^{※2} |
| | H12 | 5,294 | _ | 10,412 | 7,496 | 6,002 | 6,361 | 6,057 | 41,622 | 491.707 |
| | 構成比(%) | 12.7% | _ | 25.0% | 18.0% | 14.4% | 15.3% | 14.6% | 100% | 431,797 |
| | H13 | 5,489 | _ | 12,110 | 8,877 | 6,463 | 6,643 | 7,033 | 46,615 | 442,465 |
| | 構成比(%) | 11.8% | _ | 26.0% | 19.0% | 13.9% | 14.3% | 15.1% | 100% | 442,400 |
| | H14 | 6,490 | _ | 15,017 | 10,179 | 7,083 | 7,006 | 7,529 | 53,304 | 452,298 |
| | 構成比(%) | 12.2% | _ | 28.2% | 19.1% | 13.3% | 13.1% | 14.1% | 100% | 402,230 |
| | H15 | 7,315 | _ | 18,383 | 10,557 | 8,108 | 7,755 | 8,274 | 60,392 | 460,596 |
| | 構成比(%) | 12.1% | _ | 30.4% | 17.5% | 13.4% | 12.8% | 13.7% | 100% | 400,000 |
| | H16 | 7,822 | _ | 21,309 | 10,499 | 8,948 | 8,601 | 8,798 | 65,977 | 465,754 |
| | 構成比(%) | 11.9% | _ | 32.3% | 15.9 % | 13.6% | 13.0% | 13.3% | 100% | 400,104 |
| 実 | H17 | 8,196 | _ | 23,159 | 11,041 | 9,697 | 9,179 | 8,880 | 70,152 | 474,860 |
| 績 — | 構成比(%) | 11.7% | _ | 33.0% | 15.7% | 13.8% | 13.1% | 12.7% | 100% | 171,000 |
| 小女 | H18 | 7,884 | 6,707 | 16,813 | 12,468 | 10,633 | 9,885 | 9,245 | 73,635 | 482,235 |
| 值 | 構成比(%) | 10.7% | 9.1% | 22.8% | 16.9% | 14.4% | 13.4% | 12.6% | 100% | 102,200 |
| | H19 | 7,110 | 10,941 | 10,878 | 13,882 | 12,135 | 10,614 | 9,853 | 75,413 | 489,957 |
| | 構成比(%) | 9.4% | 14.5% | 14.4% | 18.4% | 16.1% | 14.1% | 13.1% | 100% | 100,001 |
| | H20 | 7,520 | 11,585 | 10,947 | 14,000 | 12,848 | 11,074 | 10,267 | 78,241 | 496,753 |
| | 構成比(%) | 9.6% | 14.8% | 14.0% | 17.9% | 16.4% | 14.2% | 13.1% | 100% | , |
| | H21 | 8,303 | 11,332 | 12,127 | 14,198 | 12,953 | 11,544 | 10,764 | 81,221 | 504,781 |
| | 構成比(%) | 10.2% | 14.0% | 14.9% | 17.5% | 15.9% | 14.2% | 13.3% | 100% | , |
| | H22 | 9,711 | 10,440 | 13,755 | 14,596 | 12,035 | 12,174 | 11,526 | 84,237 | 504,451 |
| <u> </u> | 構成比(%) | 11.5% | 12.4% | 16.3% | 17.3% | 14.3% | 14.5% | 13.7% | 100% | |
| | H23 | 9,916 | 10,707 | 14,798 | 15,369 | 12,538 | 12,234 | 11,464 | 87,026 | 498,076 |
| | 構成比(%) | 11.4% | 12.3% | 17.0% | 17.7% | 14.4% | 14.1% | 13.2% | 100% | - |
| | H24 | 10,498 | 11,439 | 15,512 | 15,831 | 13,256 | 12,644 | 11,951 | 91,131 | 507,662 |
| 推 — | 構成比(%) | 11.5% | 12.6% | 17.0% | 17.4% | 14.5% | 13.9% | 13.1% | 100% | - |
| 計 | H25 | 10,874 | 11,795 | 16,133 | 16,260 | 13,814 | 12,977 | 12,371 | 94,224 | 525,191 |
| 值 — | 構成比(%) | 11.5% | 12.5% | 17.1% | 17.3% | 14.7% | 13.8% | 13.1% | 100% | 020,101 |
| | H26 | 11,202 | 12,226 | 16,657 | 16,758 | 14,255 | 13,415 | 12,777 | 97,290 | 533,216 |
| | 構成比(%) | 11.5% | 12.6% | 17.1% | 17.2% | 14.7% | 13.8% | 13.1% | 100% | |

※1 H26以前の出典:うつくしま高齢者いきいきプラン※2 H22以前の出典:うつくしま高齢者いきいきプラン

H23 以降の出典:福島県総合計画(シナリオ A と B の中間値)

(2) 高齢者のための住まいの指標及び供給目標量

①高齢者住宅の改修と在宅支援の充実

高齢者の転倒等によるけがの防止や介護しやすさを向上させるため、手すりの 設置や段差の解消など住戸内のバリアフリー化(2箇所以上の手すりの設置、ま たは段差のない屋内等)を促進します。

(単位:%)

| 指標 | 平成 20 年(現状値) | 平成 26 年(目標量) |
|----------|--------------|--------------|
| バリアフリー化率 | 35. 9 | 45. 5 |

[※] 住生活基本計画の平成32年度目標値から推計

②高齢者向け賃貸住宅の供給促進と適正管理の推進

見守り(安否確認)サービスや生活相談サービスが付加されたサービス付き高齢者向け住宅及び東日本大震災等で被災した高齢者が暮らすための公営住宅などの高齢者が集まって住むための良質な賃貸住宅の供給を促進します。

(単位:戸)

| 住宅の種類 | 平成 24 年度末(現状値) | 平成 26 年度末 (目標量) |
|----------------|----------------|-----------------|
| サービス付き高齢者向け住宅 | 高齢者向け住宅 1,551 | |
| その他高齢者向け公的賃貸住宅 | 159 | 252 |

【要配慮高齢者世帯の解消】

「要配慮高齢者世帯」とは、老人ホーム等施設やサービス付きの賃貸住宅等に入居している高齢者を除いた世帯のうち、借家に居住している世帯及び持家で居住環境が劣悪な持家に住んでいる単身・夫婦のみの高齢者世帯を示し、県全体で現在約3,650世帯あると推計されます。(資料編(2)(/)を参照)

この世帯の住宅及び住環境の改善を図るため、サービス付き高齢者向け住宅等の対策を推進することで、この世帯を長期的に解消するとともに、適切な地域包括ケアシステムによる在宅ケア、 介護予防などを推進し、要介護等高齢者数の増加を抑制していくことを目標とします。

③老人ホーム等施設の供給促進

単身での生活に困窮する方の住まいとして、既存を活用しながら良好な施設運営を促進します。

(単位:人)

| 住宅の種類 | 平成 24 年度末(現状値) | 平成 26 年度末(目標量) |
|---------------------------------------|-----------------|----------------|
| 介護老人福祉施設 | 9, 418 | 11, 144 |
| 介護老人保健施設 | 7, 529 | 7, 780 |
| 生活支援関連施設 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム) | 5, 324 (H23) | 5, 374 |

Ⅲ 施策推進のための役割・体制

1 行政の役割

高齢者が健康で元気な生活が送れるように、福祉施策や住宅施策が連携して本計画を推進していくことが重要です。また、福祉施策と住宅施策の連携は県だけではなく、より住民に身近で、それぞれの施策の基礎的な役割を担う市町村にも求められます。そこで、県と市町村の関係部局が互いに緊密な連携を図りながら本計画を推進していきます。

さらに、計画の推進にあたり高齢者の住まいの状況を総合的に検討する「福島県 住宅政策検討会議 高齢者居住検討部会」において、計画の進捗状況を評価・検証を 行うとともに、課題の抽出や効果的な施策展開の検討を行い、計画の見直しに反映 していきます。

2 施策の推進にあたって

県や市町村、高齢者の住まいやサービスを提供する事業者、NPO法人等が、高齢者の豊かな生活の実現のため、共に連携し、課題の把握・共有、情報交換・発信、施策立案等を実践していくことが重要です。

また、地域福祉の向上を推進するためには、コミュニティの維持・再生や地域住民の相互協力が不可欠であり、地域福祉計画に基づき、県・市町村に加え社会福祉協議会やボランティア・NPO法人等を通した地域住民の社会福祉活動への積極的な参加が重要です。

そこで、県では平成 24 年 7 月に「福島県居住支援協議会」を設立し、高齢者の居住の安定確保を目指すため、県や市町村、福祉法人や不動産関係団体等が連携し、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業を活用した質の高い賃貸住宅の情報提供を開始するなど様々な活動を開始したところです。

これからも、本協議会を活用し行政と民間が一体となって今後の高齢社会を支える住まいの提供に努めていきます。

